

松蒼巖的『観音靈驗記』『観音靈驗記真鈔』における典拠の利用と改変

佐武千寛

一 問題意識

一 一 『靈驗記』及び『靈驗記真鈔』について

近世には西国三十三所観音霊場の巡礼の隆盛に伴い、西国三十三所巡礼関係の著作が多く著述・出版された^(一)。それらに記される各寺院の縁起譚には、中世以前に見られる話とそうでない話が混在しており、中世までの縁起に関する言説が近世においてどのように受け継がれ、展開していったのかを考える上で重要な資料といえる。

本稿では、西国三十三所巡礼関係の著作のうち早い時期のものであり、後の作品に少なからぬ影響を与えた松蒼巖的の著作『^{西国洛陽三十三所}観音靈驗記』及び『^{西国洛陽三十三所}観音靈驗記真鈔』を取り上げる。以下、『^{西国洛陽三十三所}観音靈驗記』を『靈驗記』、『^{西国洛陽三十三所}観音靈驗記真鈔』を『靈驗記真鈔』とし、この二作を合わせて松蒼二作と呼称する。

まず、松蒼二作の基本的な情報を確認する。

『靈驗記』は、貞享四年（一六八七）に京都で刊行された^(二)。五巻からなり、それぞれの観音の挿絵の下に前の札所からの距離や本堂の大きさ等を記し、その後に漢字平仮名交じり文で縁

起譚を載せる形となっている。西国一番の後に洛陽一番を載せるという構成で、西国三十三所及び洛陽三十三所について記述する。

『靈驗記真鈔』は、宝永二年（一七〇五）に同じく京都で刊行された^(三)。五巻からなり、巻一〜四は、西国三十三所のそれぞれに関して、関連する千手観音や如意輪観音などについて經典等を引用して説明した後に、縁起譚と御詠歌及びその注釈を記す形となっている。巻五は、洛陽三十三所について、縁起と御詠歌を載せる。『靈驗記』とは異なり、漢字片仮名交じり文となっている。なお、序文に「生弱ニシテ三十三所ノ不堪ニ行脚」とあり、三十三所の全てを実際に訪れて取材したわけではないことがわかる。

著者である松蒼巖的（一六五〇―）は、浄土宗の説教僧で、後小路薫氏により来歴が検討されている。それによると、松蒼は長州下関の生まれで、江戸で修学した後、延宝（一六七三〜八二）の頃には関西に住んでおり、貞享四年（一六八七）に京都、元禄四年（一六九一）には大坂生玉の大善寺に住み、以後堺の「窮巷庵」に落ち着いたとされる^(四)。『靈驗記』は京都に

いた頃（三十八歳）の著作、『靈驗記真鈔』は大坂にいた頃（五十六歳）の著作である。

松誉二作それぞれの性格については、後小路氏に重要な指摘がある。後小路氏は、まず『靈驗記』について、序文を元に「読者を教化する姿勢」が見られることについて述べる。一方で、『靈驗記真鈔』については、「勸化」する人にむけた注記が諸処に見えることから、「平仮名本『観音靈驗記』（引用者注：『靈驗記』が一般の読者を予想したのに対して、この片仮名本（引用者注：『靈驗記真鈔』では、説経僧を対象とした説経の題材を提供するものとなっている」とする^(五)。さらに、松誉二作が後世に与えた影響について、以下のように述べられている。

この嚴格的な「観音靈驗記」（引用者注：『靈驗記』『靈驗記真鈔』及び『靈驗記真鈔』から洛陽の部を抜き出した『洛陽観音靈驗記真鈔』を指す）は後に、宝永三年刊、蓮体の『観音冥応集』にもひかれ、厚誉春篤も批判しながらも、その多くを負っている。前述の写本『普陀洛伝記』にも「観音靈驗記にいわく」として引用され、さらには西国にとどまらない影響を、延享元年刊『秩父縁起靈驗円通伝』の凡例に「此ノ編ニ観世音ノ名義ヲ誌サザルハ松誉ノ靈驗記真鈔ニ具ナレバナリ」とあることよりもしることが出来る。……道中記を説教によつて肉付けし、後の「西国巡礼記」に規範ともなつて大きな影響を与えた事は、十分評価できるように思われる。^(六)

後世に与えた影響の具体相については、よりいっその研究を要するが、近世の西国三十三所関係の著作において、松誉二作は重要な位置を占めているといえる。

一 二 先行研究

松誉二作を中心に扱った先行研究としては、観音靈驗記研究会による『靈驗記』の翻刻及び解題^(七)と、先述の後小路氏の論^(八)がある。また、一部の条については、各寺院に関する縁起の通時的研究の中で取り上げられることがある。たとえば、中前正志氏は、『靈驗記』二十八番成相寺条について、『三国伝記』および『元亨釈書』と同文的な記述が見られることを指摘した上で、以下のように述べている。

いずれの場合も全くそのまま引き写しているというわけではない。……『三国伝記』所載の成相寺観音靈驗譚と『元亨釈書』斉遠伝の二井寺観音靈驗譚を、前後矛盾の生じないように繋げているのである。^(九)

このように、各寺院の縁起の通時的検討の中で、直接・間接を問わず松誉二作と先行文献の関連が指摘されている条は、以下のとおりである。

- ・十六番洛東清水寺条（『靈驗記真鈔』のみ）——『七観音三十三身靈驗鈔』（必夢・元禄八年（一六九五）刊）^(十)
- ・十九番革堂条——『塵添瑤囊鈔』（『瑤囊鈔』）^(十一)
- ・二十一番穴太寺条——寛永版本『法華経直談鈔』^(十二)
- ・二十三番勝尾寺条——『元亨釈書』観音感通伝（寛文二年（一六六二）刊）^(十三)
- ・二十八番成相寺条——『元亨釈書』『三国伝記』^(十四)
- ・三十二番観音正寺条——『聖徳太子伝暦』をはじめとする太子伝承^(十五)
- ・三十三番華嚴寺条——『元亨釈書』『谷汲山華嚴寺古今記』（定

一部の条については上記のように各寺院に関する縁起の通時的
研究の中で取り上げられているものの、典拠の利用や改変につ
いて、作品単位での検討はされていない。

本稿では、松誉がどのように各条を作り上げているのかを考
察するための基礎として、典拠を明らかにし、それをどのよう
に利用・改変しているのかについて検討する。なお、本稿では、
西国三十三所に関する縁起譚を記した部分を主な検討対象とす
る。松誉二作の縁起譚は、同内容の条もあれば、全く別の説を
載せる条も見られるが、本稿では『靈驗記』を中心に検討し、
『靈驗記真鈔』との差異については必要に応じて注記する。

二 典拠

二一 『元亨釈書』

『元亨釈書』（虎関師錬・元亨二年（一二三二））は、三十卷
からなる仏教史書で、松誉二作に近い時代では寛永元年（一六
二四）などに出版されている。先行研究において、二十三番勝
尾寺条、二十八番成相寺条、三十三番華嚴寺条について『元亨
釈書』と同文的な記述が見られることが既に指摘されているが、
松誉二作において、『元亨釈書』に基づくと思われる条は他に
も多い（末尾の表参照）。

以下、『元亨釈書』と同文的な記述が見られることを、八番
長谷寺条を例に確認する。松誉二作間で内容上の大きな差異が
なく、大部分が『元亨釈書』巻二十八・寺像志・長谷寺に基づ
くと思われる条である。

『靈驗記』	『靈驗記真鈔』	『元亨釈書』
①大和国長谷寺は比丘 道明・沙弥徳道、すな はち法道仙人也。ちか らをあわせてたつる。 その像の木は、あふみ の国高しまごほり三尾 のやまよりながれいづ る霹靂の木なり。いた る所やまひあり。和州 葛下郡かみがわのうら にながれきたる。道明 この木をとりて仏ざう をきざまんとするに、 あたいなし 。木をらい はいしといひのる。時に 藤房といふものあり。 帝に前奏して和州のい ね三千そくを給ふ。す なはち十一面観音のざ うをきざむ。高さ二丈 六尺。仏師稽主勲・稽 文会、これをつくる。	①西国八番大和国長 谷寺ハ、比丘道明・ 沙弥徳道、則ち法道 仙人ト共ニ力ヲ合セ テ建立セリ。其ノ像 ハ、江州高嶋郡三 尾ノ山ヨリ流れ出ル 霹靂ノ木ナリ。此ノ 木ノ至ル所口病アリ。 和州葛下郡上河 浦ニ流れ来ル。道明 此ノ木ヲ取テ佛像 （観音ノ像也）ヲ刻 ントスルニ、 値ナシ 。 木ヲ礼拝シテ祈ル。 時ニ藤房ト云フ者アリ。 帝ニ前奏シテ和 州ノ稻三千束ヲ賜 フ。則チ十一面観音 ノ像ヲ刻ム。高さ二 丈六尺。仏師稽主勲 ・稽文会、二人シテ	①長谷寺者、比 丘道明・沙弥徳 道（乃法道仙人 也）。勦力ヲ建ツ。 其ノ像材ハ者、自 近州高嶋郡三 尾ノ山流出ル霹 靂ノ木也。木ノ之 所至有疫災。 漸ク漂流テ至和 州ノ葛下郡神河ノ 浦。道明欲ルニ 取レテ此木ヲ刻ニ 佛像、而モ無資 力 。専心ヲ礼シテ 木ヲ祈求ス。金紫 光祿大夫中書侍 郎藤房前奏シ賜 和州ノ租稻三千 束。乃刻十一 面観音像。高サ 二丈六尺。霹靂 破ニ巖石ヲ為座

此ヲ作ルト也。

方八尺。仏工稽主勲・稽文會作ル之。

②ある人のいはく、此木はむかし、かのとのりのこうずに、あふみの国たかしまごほりみをのさきよりながれいづる橋木也。いたるところ火災・疾病あり。和州くずもとのこほり出雲大満、木のこを聞て、かならず霊木をおもひ、ぐはんをおこして十一面のざうをさざまんとするに、大木なれば、たやすくあがらず。なわをかけてこれをひくに、かるき事きのはしのごとし。つゐに和州しもとのこほり当麻郷にいたる。いく程なくして大満いのちおはる。この木いたづらに八十年をふる。そのむらざと

②或人ノ云ク、此ノ木ハ昔シ、辛酉ノ洪水ニ、近江国高嶋郡三尾崎ヨリ流レ出ル橋木ナリト。至ル所流出橋木也。所至ノ之処、火災・疾疫アリ。和州ノ葛下郡、出雲ノ大満聞ニ、事ヲ聞及シテ、必ズシモ霊木ト思ヒ、願望ヲ立テ十一面ノ像ヲ刻ントスルニ、大木ナレバ、容易ク上ラズ。縄ヲ掛テ是ヲ引クニ、軽キ事木ノ端ノ如シ。遂ニ和州代下ノ郡當麻ノ郷ニ至ル。幾程ナクシテ彼ノ大満ト云フ人ヲ扶牽、遂ニ至和州城下ノ郡當麻郷ニ。不レシテ幾大満即レ世。此材徒ラ歴ニ八十

疫またおこる。村人引谷ノ川上ニ捨ル。又余年ヲ。其ノ村里て長谷の川上にすつ三十年ヲ過テ、沙弥疫亦起。村民る。又三十年を過て、沙弥德蓮といふものあり。……二事すこしくことなりといへども、ならべしるしてうたがはしきを伝ふるといふなり。

矣。十七	谷ノ川上ニ捨ル。又三十年ヲ過テ、沙弥德蓮ト云フ者アリ。……此、観音ノ権輿、亦ハ靈驗ノ事曲クハ長谷寺觀音靈驗記ニ見エタリ。以テ繁キ略レ之。往テ可レ見ル。	蓮ト云ケル。……二事少キ有リ異。並ニ記シテ伝ハレタリ云。
------	---	------------------------------

この条は①道明と徳道が長谷寺を建立し、道明が造像したとする説と、②出雲大満の死後、徳蓮が造像したとする説の二説で構成されている(②については引用では一部省略した)。

②に関して、二重傍線部に『靈驗記』は「ある人のいはく、『靈驗記真鈔』も同様に「或人ノ云ク」と、あたかも①とは別の典拠、または口伝に拠るかのような書き方をしているが、『元亨釈書』でも「或人曰」と①に続いて記されており、そのまま引用していることがわかる。『元亨釈書』にあり、松誉二作に見られない箇所を波線で示したが、縁起譚の大筋には関わらない部分であるため、省略されたものと思われる。また、『元亨釈書』をそのまま載せるのではなく、平易な表現に改める傾向が見られる。囲みで示したように、『元亨釈書』「無資力」を『靈驗記』「あたいなし」、『靈驗記真鈔』「値ナシ」とし、「即レ世」を「いのちおはる」、「命終ル」とするといったものである。また、これらからもうかがえるように、『靈驗記真鈔』は『元亨釈書』を直接引用したというよりは、『靈驗記』を漢字

片仮名交じり文に直したものと見られ、太字囲みの『元亨釈書』「城下」が『靈驗記』「しろもと」となり、『靈驗記真鈔』では「代下」と別の漢字になっている^{二十八}。

なお、『元亨釈書』の多数の条をそのまま載せる『観音感通伝』（寛文二年（一六六二）刊）のような文献もあり、別の資料を介した間接的利用の可能性は残ることを断つておく。

二二 『塵添塩囊鈔』（『塩囊鈔』）

『塩囊鈔』は行誉により文安二・三年（一四四五・六）に編述された百科事典的な性格を有する辞書であり、正保三年（一六四六）に出版されている。また、『塩囊鈔』に『塵袋』（文永・弘安（一二六四・八八）頃）の一部を増補し、天文元年（一五三二）に成立した『塵添塩囊鈔』にも無刊記の版本が存する。以下の検討では『塵添塩囊鈔』を使用するが、松誉二作の典拠と推定される箇所について、『塩囊鈔』と『塵添塩囊鈔』のいづれに拠ったかを特定できる異同はない。

先行研究において、既に十九番革堂条について指摘されているが、『塵添塩囊鈔』（『塩囊鈔』）に拠ると思われる条は他にも多い（末尾の表参照）。なお、革堂に関する『塩囊鈔』の記事について、『元亨釈書』行田伝に拠りつつ簡略化したらしい^{二十九}と指摘されるように、『元亨釈書』巻十四・壇興・行願寺行田にも同様の話が載るが、松誉二作は『元亨釈書』より『塵添塩囊鈔』の本文に近い。『塵添塩囊鈔』と『元亨釈書』に同内容の記事があった場合に、松誉二作の本文が『元亨釈書』より『塵添塩囊鈔』に近いことは、十九番革堂条だけでなく、十四番三

井寺条、十六番洛東清水寺条、十八番六角堂条にも当てはまる^{三十}。松誉二作において、『塵添塩囊鈔』に基づくと思われる条は『元亨釈書』ほど多くはないが、それは三十三所の寺院に関する縁起を載せる記事が『元亨釈書』よりも少ないことに起因すると考えられる。典拠としての優先順位は『塵添塩囊鈔』の方が高いといえよう。

また、九番南円堂条は『塵添塩囊鈔』の複数の巻を用いたものと考えられる。

『靈驗記』(三十一)	『塵添塩囊鈔』
大和国南円堂丈六八臂三目の不空羅索は、弘仁四年、光仁天皇の御ぐわんとして、藤原冬嗣草創也。	【巻十七・九】 南円堂。興福寺ニアリ。丈六八臂ノ不空羅索。弘仁四年建立。光仁天皇ノ御願トシテ、藤原冬嗣、弘法大師ヲ相語テ、草創シ給者也。 【巻四・十七】 ……藤氏ノ人々皆只北家ノミ也。是モ併ラ弘法ノ威力、弘法大師ノ効驗也。其ノ故ハ淡海公参議中衛房前ノ二代ハ榮曜比ヒ无カリキ。其ノ子大納言真植、其子右大臣内麻呂、其ノ子閑院左大臣冬嗣ノ時、藤氏衰ヌル事ヲ歎キ、弘法大師ニ
冬嗣公、藤原氏おとろへぬる事をなげき、弘法大師と申あ	

はせ、氏族繁昌をいのり申されけるに、明神役夫にまじりて	申合テ、興福寺ニ南円堂ヲ立テ、氏族繁昌ヲ祈申サレケルニ、明神役夫ニ交リテ、
補陀落の南の岸に堂立て	補陀落ノ南ノ岸ニ堂立テ
今ぞ栄む北の藤並	今ゾ栄ム北ノ藤並
とはそのときの御詠なり。北とは北家藤房前大臣の御なされるべし。この大臣遠きおもんばかりやましましけん。子孫の学問をすゝめんために、勸学院を建立せらる。大学寮に東西曹子あり。菅江の二家、これをつかさどりて、人をおしゑるところ也。彼大学寮の南に、この院を立られしかば、南曹とぞ申ける。氏の長者たる人、宗と此院を管領して、興福寺をよび氏のやしろの事、執行ひ給ひけるなり。しかるゆへにや、よろしき有職の人、おほくましましけるなり。	トハ、其時、御詠也。北トハ、北家房前大臣、御流ノ事ナルベシ。凡ソ此大臣、遠キ慮カリヤマシ／＼ケン。子孫ノ学問ヲ勸メン為ニ、勸学院ヲ建立セラル。大学寮ニ東西曹子アリ。菅江ノ二家はヲ司リテ、人ヲ教ル所也。彼大学寮ノ南ニ此院ヲ立ラレシカバ、南曹トゾ申ケル。氏長者タル人、宗ト此院ヲ管領シテ、興福寺及ビ氏ノ社、事執行ナヒ給ケル也。然ル故ニヤ、可然 ^{ハナ} 有職ノ人々多クマシ／＼ケルヤ。

大部分は卷四・十七・北藤並事の同文的記述となつてゐるが、弘仁四年（嵯峨朝）に、光仁天皇が願主となつて建立したとする奇妙な箇所（二重傍線部）は卷四・十七には見られず、他書にも見出せない。しかし、三十三所のそれぞれについて場所や

開基、造像者など基本的な情報を載せる『塵添塩囊鈔』卷十七・九・三十三所観音事に同様の内容が見られる。『靈驗記』十番三室戸寺条でも、『元亨釈書』と合わせて『塵添塩囊鈔』卷十七・九が参照されていたものと思われ、松誉は『塵添塩囊鈔』の中でまず、三十三所に関する卷十七・九を確認していたのではないだろうか。

以上の比較からもうかがえるように、『塵添塩囊鈔』が典拠と推定できる条は、前節で検討した『元亨釈書』に拠る条に比べ、平易な表現に改めたり、一部を省略したりといった操作があまり行われない傾向にある。

二二三 『三国伝記』

『三国伝記』は、十五世紀前半頃の成立とされる、玄棟による説話集である。寛永十四年（一六三七）、明暦二年（一六五六）に出版されており、無刊記の版本も存する。

一―で触れたとおり、二十八番成相寺条について、『元亨釈書』と『三国伝記』に基づいていることが中前氏により指摘されている。この他にも、二十二番総持寺条は省略はあるものの『三国伝記』とほとんど同文であり、一番那智山如意輪堂条、五番葛井寺条も改変や増補はあるものの、『三国伝記』と同文的な記述が見られる。

以下、例として二十二番総持寺条の冒頭について、『三国伝記』卷七・第二十七話（刊本第二十五話）・山陰中納言総持寺建立事および『三国伝記』の典拠である^{（二二三）}『長谷寺験記』卷下（刊本卷中）・第十三話・山陰中納言得聖人告造惣持寺仏

事と比較する。当該条の山陰中納言にまつわる亀報恩説話は類話が多いが、山陰中納言の息子が海に落ち、山陰中納言が亀を放生していたことで息子が助かるという形が一般的であり、『長谷寺験記』や『三国伝記』のように父を藤原高房、息子を山陰中納言とするのは「後の変形」とされる(十三)。

『靈験記』(十四)	『三国伝記』	『長谷寺験記』
津国総持寺三尺千手像は山陰中納ごん息男願主、沙門円仁法師開基也。 ころは陽成天皇御宇に越前守藤原朝臣高房といふ人あり。淡海公五代孫也。その一男やま蔭中納言といふ人なり。とき高房ぐそくして鎮西にしるところありて下向しける。淀の穂積のはしのしたに、一人の鵜飼亀をとりてころさんとするを、高房これをかひとり水中になげいれぬ。	和云、陽成天皇御宇、越前守藤原朝臣高房云アリ。淡海公五代ノ孫也。其ノ一男ハ山陰中納言ト云人。四歳時、高房具足シ鎮西ニ所知アリテ下向シケル時、淀ノ穂積ノ橋ノ下ニ一人ノ鵜飼亀ヲ取害シトスルヲ、高房買テ取之、水中	仁王五十七代陽成天皇御宇、撰州嶋下ノ郡於千手十一面ノ菩薩利生惣持寺建立其由来云、淡海公五代ノ孫越前守藤原朝臣高房西国ニ所知有テ、最愛ノ子息山陰中納言未幼少ナリシ時、相具テ鎮西ニ下シ淀ノ渡リ穂積ノ橋ノ本ニ一人ノ鵜飼亀ヲ取害セリトス。高房是ヲ買取テ水中ニ放入テ、件ノ

日ぐれに此山陰中納言の幼少なるを海中におとしいりぬ。あやまれる気色なり。折ふし波風けはしくたすかりがたし。父高房ひ歎のあまりに、観音にきねんしていわく、「決定応受のむくひなりとも、定業亦能転のほうべんをもつて、ふたゝび我子を見せ給はゞ、千手観音の像をつくらん」と言思ひのあまりに、舟をもどし都にかへらんとするに、則水中より我子をきぬふ買てはなつ処の亀の甲にいたゞひて、なみのうへにうかぶ。	二投入。日晚ニ此ノ山陰中納言幼少ナルヲ海中ニ落シ入ヌ。誤。氣色ナリ。折節海波嶮難ヲ助。父高房悲歎ノ余ニ觀音ニ祈念シテ云、「設ヒ決定応受ノ報也共、定業亦能転ノ方便ヲ以テ再我ガ子ヲ見セ給ヘ」ト。千手觀音像ヲ造ラント云思ヒノ余リニ舟ヲモドシ、欲レ返レント都ニ、則テ水中ヨリ我子ヲ昨日買テ放ツ所ノ亀ノ甲ニ戴テ浮ニ浪ノ上ニ。	橋ヲ過行程ニ日晚ニ及クレバ、河尻津宿ニ。其曉船ヲ出ニ乳母繼母ヲ語テ受テ、最愛ノ一男山陰中納言ヲ海中ニ落入ル。則偽語ヲ中ニ。折節海波烈氣色也。父ノ高房悲嘆ノ余ニ觀音ニ祈念シテ云、「定業亦能転ハ深ク所レ仰也。設ヒ決定応受業也共、大聖御方使ヲ以テ再ヒ我子ヲ見セ給ハ、速ニ千手觀音像ヲ奉レ造」云思ノ余ニ船ヲモドシ、都ニ返トスルニ、則水中ニ我子有。能能見昨日買テ放所ノ亀、此幼子ヲ甲ニ乗セテ浪ノ上ニ浮フ。
--	---	---

まず注目したいのは、波線部の記述である。『三国伝記』は山陰中納言の父・藤原高房を陽成朝の人物とするが、この点については池上洵一氏により「文徳朝に卒した高房を陽成朝の人とする錯誤を犯している」との指摘がある。さらに池上氏はそ

の理由を、高房の紹介から始めたにもかかわらず、『長谷寺験記』の寺の建立時期に関する「陽成天皇御宇」をそのまま残したためであると述べる（二五五）。『靈驗記』は『三國伝記』をそのまま用いたために、同様の誤りを犯すことになったようである。

また傍線部において、山陰中納言が海に落ちることになった経緯について『長谷寺験記』は、乳母が継母にそそのかされて、山陰中納言を海に落としたとするが、先に引用した『三國伝記』（版本）では乳母や継母に関する記述は見られず、誰が落としたのかを読み取れない。『靈驗記』も同様であるが、一方で、『三國伝記』国立国会図書館蔵写本（近世初期写本）においては、以下のとおり『長谷寺験記』と同様の経緯が記されている。

日モ晩^ニ及^テレバ、河尻^ニ津^ニ宿^ス。其曉船^ヲ出^テ乳母^ヲ繼母^ヲ語^リ受^テ、此山陰中納言^ノ幼少^{ナルヲ}海中^ニ落^シ入^リ。誤^{アレバ}氣色^{ナリ}。

『三國伝記』（国立国会図書館蔵写本）巻七・第二十七話
このことから、『靈驗記』は『三國伝記』版本を典拠としていることがわかる（二五〇）。

二一四 『聖徳太子伝暦備講』

先行研究で松誉二作との関連が指摘されているものの他に、『聖徳太子伝暦備講』（浅井了意・延宝六年（一六七八）自序）にも、複数条にわたって同文的記述が見出せる。

まず、『靈驗記』二十四番中山寺条と『聖徳太子伝暦備講』巻十四・二十二について見ていきたい。『聖徳太子伝暦備講』の当該箇所は、『聖徳太子伝暦』推古天皇三年条の淡路島への霊木漂着譚に対して、関連記事として『日本書紀』巻十九・欽

明天皇十四年五月条を引く箇所である。『靈驗記』と『聖徳太子伝暦備講』に共通する記述のうち、『日本書紀』を原拠とする箇所を傍線、『日本書紀』には見られない箇所を二重傍線で示した。

『靈驗記』（二五）	『聖徳太子伝暦備講』
津国仲山寺御長五尺二寸十一面像は、聖徳太子御開基といへり。本伝には見へず。古老伝ていわく、欽明天皇御即位十四年夏五月に、泉の郡茅渟の海に梵の残音ありて、浪にしたがひて聞ゆ。其声雷の震ふがごとし。光り輝く事日の色のごとし。海に入てもとむるに、樟の木の波に浮びて玲瓏^{リョウロウ}たるを見る。終にとりて天皇に献ず。仏師等命じて仏像三軀を造らしむ。	吉野ノ現光寺放光樟ノ像ヘ、昔^シ欽明天皇即位十四年夏五月、河内国^{ヨリ}奏^シ言^ス、「泉郡茅渟ノ海^ニ梵音ノ響^キ有^テ浪^ニ随^テ聞^ユ。其声雷ノ震^ガ如^シ。光彩晃^ク耀^{コト}日ノ色ノ如^シ。天皇奇異ノ想^ニ在^テ溝辺ノ直^ニ遣^{ハシ}テ、海^ニ入^リテ求^メ給^フ、果^シ樟ノ木ノ波^ニ浮^ビ玲瓏^{リョウロウ}（引用者注…左仮名「テリヒカル」）^{ケルヲ}見^ル。遂^ニ取^テ天皇^ニ献^ス。仏工^ニ命^ジシテ仏像^ニ三軀^ヲ造^{ラシム}。今吉野ノ寺^ニ放光樟ノ像^ト称^{スル}是也。欽明帝紀二見。古跡^ヲ勘^ガルヘ、樟ノ像^ニ二軀^トハ阿弥陀^ニ虚空蔵^ト也。靈異記^ニハ三尊^ト云^{ヘリ}。……靈異記ノ三尊^トハ阿弥陀^ニ虚空蔵^ト梅檀^ノ像^トナリ。

太子自刻なをし給ひ、その
ち仲山寺開基ありて、本尊に
案置し給へりとなり。

同様の『日本書紀』当該箇所引用は、『聖德太子平氏伝雑勘文』（法空・正和三年（一二二四））、『上宮太子拾遺記』（法空・鎌倉末期か）等にも見られる。しかし、『靈驗記』の二重傍線部「仏像三軀」、「二像は阿弥陀、虚空蔵」はそれらからは記述できない。それに対し、『聖德太子伝暦備講』は「日本霊異記」巻上・第五話に基づく三尊説を引く中で、「阿弥陀、虚空蔵、梅檀ノ像」とする（『日本霊異記』で明記されるのは阿弥陀のみ）。三章で詳しく検討するが、松誉二作には典拠を改変し、各寺院の縁起として再構成したと思われる条がしばしば見られるため、当該条においても、『聖德太子伝暦備講』に基づいて阿弥陀と虚空蔵について記述し、残りの「梅檀像」を中山寺の十一面観音像として改変を加えたと考えられる。なお、同様の三尊説は寛文元年（一六六一）に刊行された『太子伝撰集鈔通要』巻中・二十四歳条にも見られるが、『靈驗記』の表現は以下のとおり「聖德太子伝暦備講」に近い。

茅渚の海に梵の残音ありて、浪にしたがひて聞ゆ。其声雷の震ふがごとし。

『靈驗記』

茅渚ノ海ニ梵音響有浪ニ随テ聞。其声雷ノ震ガ如シ。

『聖德太子伝暦備講』

茅渚ノ海中ニ有梵ノ音。震響若ノ雷声。

『太子伝撰集鈔通要』

茅渚海ノ中ニ有梵ノ音ノ震響、若ノ雷ノ声。

次に、『靈驗記』三十一番長命寺条と三十二番観音正寺条について確認する。この二条はともに『聖德太子伝暦備講』巻二十五・十一の聖德太子近江巡検記事に同文的記述が見出せる^{三十一}。両書に共通する記述のうち、『聖德太子伝暦備講』が『聖德太子伝暦』推古天皇二十七年条を引く箇所を傍線、『聖德太子伝暦』には見られない箇所を二重傍線部で示した。

『靈驗記』三十一番長命寺条	『聖德太子伝暦備講』
往昔孝靈天皇御宇、一夜のあいだに湖水出来り。今近江の海水是也。志賀の都の江なるをもつて、近江国とあらたむ。其時湖水の底より、霊木あがれる。	夫昔孝靈天皇時、一夜ハ間タ湖水出テ来。……湖水ハ鹹海ニハ非ズ、味ハヒビ淡キナルヲ以淡海ノ国ト称。志賀ノ都近江ノ國以近江ノ國改メ。

『靈驗記』三十二番観音正寺条	『聖德太子伝暦備講』
太子近江国志賀の栗本郡をめぐり給ひ、駕をくりもとにとどめて、左右におほせていわく、「われしゝてのち、五十年の後にひとり帝王有、都をこのところ	便ハチ越ニ近江ニ、巡ニ檢志賀栗本等ノ郡ノ諸寺ノ竟、駐ニ駕栗津ノ命ノ左右ニ曰、「吾死シテ之後五十年ノ後ニ、有ニ一リノ帝王、遷テ都此処ニ、

にうつし給ひ、国を治ること十年ならん」と也。しかふじて、近江国のかき、すなわち啓していわく、芦浦（二十九）の河に物あり。其かたち人のごとくして人にあらず。魚のごとくにして魚にあらず。太子左右にめいじていふ、「わざはひこれよりはじまる」。それより観音寺をこんりうし給ふ。おなじく願成寺・阿彌陀寺をもぞうりうし給ふとなり。	治（レ）國（ニ）十年（ナ）ナラン。近江ノ司便啓曰、「蒲生河有物。其形如人。非人。如魚。非魚」。太子謂左右曰、「禍始于此」。……願成寺・阿彌陀寺・觀音寺・味摩寺・金勝寺等ノ十二箇寺指諸寺ト云フ。
---	--

以上、本章では松誉二作の典拠について検討し、複数条に用いられた典拠として『元亨釈書』『塵添塩囊鈔』（あるいは『塩囊鈔』『三國伝記』『聖徳太子伝暦備講』が想定できることについて述べた。

三 部分的な典拠利用と改変

三一 典拠にない観音像安置について補足する例

二・四で触れたように、松誉二作には典拠を改変し、各寺院の縁起として再構成したと思われる条が存在する。

まず、改変と呼ぶには小さな差異だが、典拠と異なる記述が見られる『靈驗記』七番岡寺（龍蓋寺）条について検討する（三十）。この条は開基義淵僧正の出自や渡唐について、『元亨釈書』を省略しながら引くが、寺院建立と観音像安置に関しては記述が

異なっている。以下、本章では典拠と共通する部分を傍線、問題となる異同を波線で示す。

のちに出家して、智鳳にしたがひ、ゆいしきをまなぶ。また渡唐して、智周法師の相宗のけつをうく。帰朝しさにこれをひろむ。また龍蓋寺をつくり、大悲の像を安置す。大宝三年に僧正となり、神亀五年十月寂。

（『靈驗記』七番岡寺条）

後出家（テ）從（テ）智鳳（ニ）學（ブ）唯識（ヲ）。又入（レ）唐（ニ）稟（テ）智周法師ノ相宗之訣（ヲ）。周（ハ）者慈恩基公ノ之上首也。帰朝（シ）盛（ニ）倡（ブ）相宗（ヲ）。受（ル）其業（ヲ）者、行基・道慈・玄昉・良弁・宣教・隆尊等也。又勸（ム）營建（ス）龍蓋寺・龍門寺・龍福寺、皆淵之構造也。大宝三年（ニ）為（ル）僧正（ト）。神亀五年十月（ニ）寂。

（『元亨釈書』卷二・慧解一・龍門寺義淵）

波線部において、義淵僧正が岡寺（龍蓋寺）を建立したという点が変わらないが、他の寺院に関する記述を削除し、観音像安置について補足することで、岡寺の縁起として整えられていることがわかる。

三二 典拠を大きく改変する例

次に、より大きな改変が行われている例を見ていきたい。二番紀三井寺条は、松誉二作ともに同内容であり、大筋は、威光上人が熊野からの帰路、大樹の下で神像の翁たちのやりとりを目撃した後、破損した絵馬を直して翁を助ける。さらに翁の依頼に従い法華経を読誦すると、苦を逃れ観音の眷属になることができたと言われ、その後観音像を造り、紀三井寺を建立し

て安置したというものである。神像の翁とのやりとりを中心とした大部分は、早く『本朝法華驗記』巻下・第二百二十八話に同話が見られるが、表現の近さから直接的には『元亨釈書』道公伝に拠ったものと思われる。ただし、『本朝法華驗記』や『元亨釈書』は、この話の主人公を威光ではなく道公とする。

紀州名草郡紀三井寺等身十一面觀自在の像は、宝龜元年に唐僧威光上人の開基也。しかるに威光上人天王寺にありて、法華經を持する事たねん、あるとき、くまのにまふでほんじにかへる。……村里の老人夢と見る、樹神くわんおんぼさつとなり、身相こんじきにくわうみやうかくやくとして、南方にとびさると。威光上人こにおゐて、十一面大面大悲の像をきさみ、村里の人と心をあはせ、一字をたつる。今の紀三井寺これなり。

〔靈驗記〕二番紀三井寺条)

釈道公。居天王寺、持法華有年矣。嘗詣熊野安居、夏終還本寺。……村里耆老夢、樹神成菩薩、身相金色、光明照耀、南方飛去。公歸寺而語、聞者嘆嗟。

〔元亨釈書〕卷九・感進一・天王寺道公)

波線部で、『元亨釈書』は道公が天王寺に帰り、その出来事について語ったものに対して、『靈驗記』では威光上人がそこで観音像を刻み、紀三井寺を建立したとあり、やや強引に紀三井寺の縁起として改変されているのがわかる。『元亨釈書』では紀三井寺は一切出てこず、話の舞台も熊野から天王寺への帰途であることしか読み取れない。

松誉二作以前に紀三井寺の縁起譚を記したものはあまり多く

ないが、イコウ上人(表記はそれぞれ異なる)を願主等とする記述は多い。早く『寺門高僧記』(鎌倉時代末頃か)巻四・行尊伝及び巻六・覚忠伝に「願主為光聖人(上人)」とされているほか、『紀三井寺勸進状』(大永二年(一五二二))や『西国卅三所順礼多ん記』(延宝八年(一六八〇))刊)に以下のような記述が見られる。

夫当寺者、光仁天皇御宇、宝龜元年建立古跡、為光上人再興之靈場也。

〔紀三井寺勸進状〕

二番にきの国きみい寺、十一めんのくはんをん。げんぼう法師のこんりう。堂はみなみ向。ぐはんせしゆはいくわう上人。ほうきぐはんねんにたつてら也。

〔西国卅三所順礼多ん記〕二番紀三井寺条)

しかし、上記はいずれも詳細な縁起譚を記さず、松誉二作以前に紀三井寺と道公の話をつなげる記述は見られない。紀三井寺の縁起譚としては、成立時期は不明であるが松誉二作より下ると思われる『西国第二番礼所紀三井寺略縁起』に、唐の為光上人が宝龜元年に麓に宿した際、山中に不思議な光が見え、その光を尋ねて千手観音を拝し、靈地であることを知って草堂を建てたという話が見られるが、道公の話との関連は見出せない。紀三井寺と道公の話をつなげる説が松誉二作以前にあったのか、松誉が新たに結びつけたのかは判然としないが、『元亨釈書』の「道公」を「威光上人」に改変し、末尾に観音像の造像、寺院建立に関する文言を追加することで、紀三井寺の縁起としていることを指摘しておきたい。

同様に、本来その寺院と無関係な話を典拠とする例として、

『靈驗記』五番葛井寺条が挙げられる^(三十一)。この条は、邪見の者であつた藤井安基が死んで蘇り、長谷寺観音の化身の童子の助力で蘇生できた経緯を話した後、出家して行基の弟子となり、葛井寺を建立して観音像を安置したという内容である。安基が蘇生するまでは『三国伝記』巻五・第十五話・和州藤井安基蘇生事に基づくが、末尾は大きく異なっている。

炎王ざよりおりてわれを礼し、「しやばにかへす」といひ給へば、活生せり」とぞかたりける。かの童子ははせのくはんおんぼさつなり。そのうち安基長谷寺にまゐりて、また都にのほり、行基ぼさつの弟子となり、髪をそり発心して、河内国平石のほとりに一字を建立し、行基ぼさつをたのみくはんおんのさうをきさみ、彼寺にあんぢし奉る。こゝをもつて藤井寺とは云侍りとなり。

『靈驗記』五番葛井寺条

炎王座^{イワ}下^カ我^ワ礼^レし、「閻浮^ニ返^ス」ト云ケレバ、活生セリ」トゾ語^ルケル。其^ノ後^ニ此^ノ安基^ノ彼^ノ寺^ニ住^ミ一期^ノ観音^ノ仕^メ、臨終^ノ正念^ヲ命^ヲ終^ル。恭^ニ哉^ニ、入^リ当^ノ寺^ニ者^ハ、重罪^ノ身^ヲトシテ、炎王^ノ恭敬^ヲ受^ケ、逆業^ヲ通^シケル事難^シ有^リタメシヲヤ。

『三国伝記』巻五・第十五話・和州藤井安基蘇生事

『三国伝記』では安基は蘇生の後、長谷寺に住み観音に仕えたところがあるが、『靈驗記』では長谷寺に詣でた後、行基の弟子となつて葛井寺を建立し、観音像を造像・安置したという話になっている。

『靈驗記』以前に葛井寺と安基の話に関連付ける例は見られないが、葛井寺の本尊について長谷寺観音と同木とする説は、『阿婆縛抄』(承澄・仁治三)弘安四年(一二四二)八一(頃)

諸寺略記・剛琳寺条^(三十二)等に遡ることができる。松蒼二作以後ではあるが、『西国三十三所観音霊場記』(厚善春鶯・享保十一年(一七二六)刊)に「葛井寺ヲ又ハ藤井ト書ク、何ナル故ニヤト寺僧ニ尋ケレバ、寺僧曰」として安基の話を載せていることから、葛井寺と安基の話を関連付ける説が既に寺内に存在していた可能性もある^(三十三)。

このほか、先述のとおり中前氏により典拠が指摘されている二十八番成相寺条においても、成相寺のことではない『元亨釈書』斉遠伝を『三国伝記』の成相寺に関する話と組み合わせられている。また、二四で取り上げた『靈驗記』二十四番中山寺条は、『聖徳太子伝暦備講』から欽明天皇の御宇の霊木漂流譚を引き、造られた像のうちの一軀を聖徳太子が刻み直し、中山寺を開いて安置したと改変しており、三十一番長命寺条も、『聖徳太子伝暦備講』の聖徳太子近江巡検記事に付された湖出現の話を引き、その際に湖から上がった霊木を聖徳太子が後に刻み、寺院を建立したとする。

三二三 他の寺院と混同あるいは同一視した上で改変が行われる例

前節では、その寺院と本来無関係な話を典拠とし、寺院の縁起譚として改変する例を見てきたが、別の寺院に関する記述を改変する例も見られる。

まず、『靈驗記』二十五番播州清水寺条について検討する。この条は、『元亨釈書』犬寺条を播州清水寺の縁起として省略しつつ引用する^(三十四)。播州清水寺と犬寺(法楽寺)はともに

播磨にあるが別の寺院である。

枚夫二犬を引て家に帰り、すなわち其妻をおひ出す。二犬の子のごとくにす。いくほどなく、二犬おのづからしぬる。すなわち、枚夫聖徳太子に申上り、寺を立、千手大悲の像を安置して、冥福をすむ。

『靈驗記』二十五番播州清水寺条

枚夫將二犬ヲ而返ル一家。乃逐其妻。又語親属曰、「我因二犬得全レ命。自今立テ、二狗為ニ我子ト。我ガ之莊田資財、皆是ノ二犬ノ有也」。畜齡短促、不レ幾二犬自斃。枚夫曰、「我郷以二犬ヲ為レ子、付ニ資財ト。今其粗矣。前言不レ可レ渝也」。便捨、田貨、建ッ伽藍、安シ千手大悲像、薦冥福。

『元亨釈書』卷二十八・寺像志・犬寺

傍線部は『元亨釈書』のとおりだが、『靈驗記』は枚夫が聖徳太子に伝えて寺院を建立したとするのに対し、『元亨釈書』では聖徳太子は建立に関わっていない。『靈驗記』は冒頭でも「聖徳太子の御かいき」としており、聖徳太子開基説との整合性を図ったものと思われる。

播州清水寺の開基は法道仙人とされることがほとんどであるが^{三十五}、聖徳太子説も少数見られる。松誉二作以前には『壺囊鈔』『塵添壺囊鈔』以後に『西国三十三所順礼縁起(西国順礼旅鑑)』(元禄十一年(一六九八)原刻)、『西国三十三番順礼友力』(元禄十四年(一七〇一)刊)、『和漢三才図会』(寺島良安・正徳二年(一七一二)自序、同五年跋)等があり、『塵添壺囊鈔』の記述は以下のとおりである。

清水寺。丈六千手。播磨国ニアリ。実ハ丹波接津国三箇国

界ト云云。聖徳太子御建立。

『塵添壺囊鈔』卷十七・九・三十三所観音事

他の条でも松誉は『塵添壺囊鈔』を参照しているため、『塵添壺囊鈔』によつて播州清水寺の開基を聖徳太子としたのではないだろうか。

同様に、『靈驗記』六番壺坂寺条^{三十}においても、『元亨釈書』報恩伝の子島寺に関する記述を削除し、壺坂寺の縁起として載せている。

はじめて天平宝字四年三月、報恩和州高市郡にがらんをたつ。一丈六尺、観自在ばさつの像をあん置すと也。

『靈驗記』六番壺坂寺条

初天平宝字四年三月、恩於和州高市郡子嶋神祠畔、建ッ伽藍。安メ一丈八尺、観自在菩薩像及四大天王像。号シ曰ッ子嶋寺ト。

『元亨釈書』卷九・感進一・吉野山報恩

ただし、壺坂寺と小島寺は関わりが深く、『靈驗記』以後であるが、『観音冥応集』(蓮体・宝永二三年(一七〇五)刊)卷五・第三話に「小嶋ト壺坂トハ開基別ナリトイヘドモ、中古ヨリ一所ノ寺トナレルナルベシ」とあり、両寺は同一視されることもあったようである。

なお、観音の大きさも一丈八尺から一丈六尺に変更されているが、壺坂寺の観音像については、『塵添壺囊鈔』卷十七・九・三十三所観音事に「丈六千手」とあるのをはじめ、丈六とされることが多く、それに合わせて改変したものと思われる。

四 まとめ

本稿では、松誉二作の複数条に用いられた典拠として『元亨釈書』『塵添瑤囊鈔』（あるいは『瑤囊鈔』『三國伝記』『聖徳太子伝暦備講』が想定できることについて述べ、典拠を改変する例について考察を行った。三二で確認したように、典拠の記述を整える程度の小さな改変が行われる条がある一方で、その寺院と本来無関係な話を典拠とした上で、造像や建立に関する文言を付け加え、その寺院の縁起譚として再構成する条（三二）や、別の寺院と混同あるいは同一視した上で、三十三所の寺院に関する縁起譚として改変し、整合性を図ろうとする条（三二）も見られた。

一で引用したとおり、松誉二作が後世の作品に与えた影響については、既に関小路氏により指摘されているが、本稿で取り上げた典拠の改変が見られる条に関しても、影響を与えたと思われる箇所が存する。

たとえば、『観音冥応集』は紀三井寺について、「釈書ニ八道公ト云」と注記しながら、松誉二作と同様に『元亨釈書』等に見える道公の話を威光上人の話として載せるが、『元亨釈書』には見られない造像・建立に関する部分も『靈驗記』とほとんど同文となっている。

威光上人こゝにおゐて、十一面大悲の像をきざみ、村里の人と心をあはせ、一字をたつる。今の紀三井寺これなり。

（『靈驗記』二番紀三井寺条）

是ニ依テ威光上人、十一面大悲ノ尊像ヲ作テ、村里ノ人ト俱ニ一字ノ堂ヲ建テ安置ス。今ノ紀三井寺是ナリ。

（『観音冥応集』巻三・第四話・紀三井寺ノ観音ノ事）

多数の条で『靈驗記真鈔』を典拠としていとおぼしい『三十

三所観音道場偈贊』（蓮華童子・享保元年（一七一六）刊）^{（三七）}も十一面観音について、「唐僧威光、得_テ絵馬ノ之感_ヲ而所_レ刻_ム也」とする。『西国三十三所観音霊場記』（厚誉春鶯・享保十一年（一七二六）刊）も「疑ラクハ是乃天王寺ノ道公ノ事ナルベシ」として「釈書九卷二見（タリ）」とした上で、道公の話を載せるが、その末尾には以下のように松誉二作、『観音冥応集』と同様の文言が見られる。

是_レヨリテ上人村里人ト心ヲ合セテ急ギ一字ヲ建テ十一面大悲ノ像ヲ造テ安置シ給フ。今ノ紀三井寺_{トハ}是_レ也ト云云。

（『西国三十三所観音霊場記』二番紀三井寺条）

一方で、二十五番播州清水寺条については、『靈驗記』から遡って『元亨釈書』犬寺条を引くと思われる『観音冥応集』巻五・第十九話が「釈書ノ二十八犬寺トアリテ、清水寺トハ言ズ。何ノ時ヨリカ、清水寺ト号セルヤラン、不審ナリ」と疑義を呈している。『西国三十三所観音霊場記』は「靈驗記及冥応集等ニハ、釈書ニ見ヘシ播州ノ犬寺ノ縁ヲ以テ今ノ清水ノ事ニ混乱セリ」と書名を出した上で、「予一歳参詣シテ相尋シニ、犬寺トハ各別ノ由云ヘリ。犬寺ヘハ途程十二里程隔レリト云」と両寺の混同を批判する。このように、後世の作品は必ずしも松誉二作を無批判に受け入れているわけではない。

松誉二作は『元亨釈書』や『塵添瑤囊鈔』等で縁起譚が確認できず、資料の入手が難しかったことが想定される寺院も含めた三十三所全てについて、詳細な縁起譚を載せたほとんど最初といえる作品である。後に詳細な縁起譚を載せた西国三十三所関係の著作が多く生み出されるにあたって、批判的に用いられる側面も含め、重要な基盤となったことは間違いない。

松誉二作には本稿で扱ったような改変だけでなく、独自に縁起譚を作成したと思われる条も複数存在する。松誉二作間の差異も含め、そのような条については稿を改めて論じることとしたい。

【表】松誉二作における西国三十三所縁起譚の典拠

- ・縁起譚のほぼ全文にわたって一致するものを●、部分的なものを△、同文的記述が見られるが、他の文献に拠る可能性も高いと思われるものを○で示した。
- ・一条にしか同文的記述が見られない文献は典拠と断定しがたいため、全て○で示した。
- ・『靈驗記真鈔』について、『靈驗記』と同じ典拠に拠る場合は「〃」で示した。
- ・先行研究で既に指摘されているものは点線を付した。
- ・『塩蘘鈔』と『塵添塩蘘鈔』に関しては、松誉二作の典拠と推定できる箇所について、いずれに拠ったかを特定できる異同は見られないため、表では便宜上『塵添塩蘘鈔』の巻数を記載する。
- ・『観音感通伝』は『元亨釈書』の多数の条をそのまま載せており、本文から松誉二作が『元亨釈書』と『観音感通伝』のいずれに依拠したかは判断できない。このように、当該箇所をそのまま引用する別の文献を介した間接的利用の可能性は残る。

		『靈驗記』	『靈驗記真鈔』
一番 那智山 如意輪堂	△『三国伝記』 1・18	〃	〃
二番 紀三井寺	△『元亨釈書』 9・道公 『西国卅三所順礼もん記』	〃	〃
三番 粉河寺	●『元亨釈書』 28・粉河寺	〃	〃
四番 榎尾寺	△『元亨釈書』 1・空海 『塵添塩蘘鈔』 1・5	〃	〃
五番 葛井寺	△『三国伝記』 5・15 『西国卅三所順礼もん記』	△『三国伝記』 5・15 『藤井寺勸進帳』	
六番 壺坂寺	△『元亨釈書』 9・報恩 『西国卅三所順礼もん記』		
七番 岡寺	△『元亨釈書』 2・義淵		
八番 長谷寺	●『元亨釈書』 28・長谷寺	〃	
九番 南円堂	●『塵添塩蘘鈔』 4・17、 17・9	△『元亨釈書』 28・興福寺 △『塵添塩蘘鈔』 4・17、 17・9	
十番 三室戸寺	△『元亨釈書』 10・寛空 △『塵添塩蘘鈔』 17・9		
十一番 上醍醐寺	△『元亨釈書』 4・聖宝	〃	

十二番 岩間寺	△『元亨釈書』15・泰澄	〃	『靈驗記真鈔』
十三番 石山寺	●『元亨釈書』28・石山寺	〃	
十四番 三井寺	△『塵添瑣囊鈔』19・3		
十五番 今熊野			
十六番 洛東清水寺	△『塵添瑣囊鈔』17・3 〔清水寺縁起絵巻〕	△『塵添瑣囊鈔』17・3 〔清水寺縁起絵巻〕 〔七福音三十三身靈驗鈔〕 21・20	
十七番 六波羅蜜寺	△『元亨釈書』14・光勝 △『塵添瑣囊鈔』17・3	〃	
十八番 六角堂	●『塵添瑣囊鈔』17・3	〃	
十九番 草堂	●『塵添瑣囊鈔』17・3	〃	
二十番 善峯寺	△『元亨釈書』14・行円	〃	
二十一番 穴太寺	△『法華經直談鈔』10・本・26	〃	
二十二番 総持寺	△『三國伝記』7・27〔刊本7・25〕	〃	

二十三番 勝尾寺	●『元亨釈書』28・勝尾像	『靈驗記真鈔』
二十四番 中山寺	△『聖德太子伝暦備講』14 ・22	〃
二十五番 播州清水寺	△『元亨釈書』28・犬寺 『塵添壇囊鈔』17・9	〃
二十六番 一乗寺	△『元亨釈書』18・法道	〃
二十七番 書写山	●『元亨釈書』28・円教像	〃
二十八番 成相寺	△『元亨釈書』12・斎遠 △『三國伝記』8・3 『塵添壇囊鈔』17・9	〃
二十九番 松尾寺		
三十番 竹生嶋	△『本朝神社考』6・竹生嶋	
三十一番 長命寺	△『聖德太子伝暦備講』25 ・11	
三十二番 観音正寺	△『聖德太子伝暦備講』25 ・11	
三十三番 華厳寺	△『元亨釈書』14・豊然	〃

[注]

(一) 近世における西国三十三所巡礼関係の著作について、中前正志『普陀洛伝記』から『靈場記図会』へ——西国三十三所靈場記類の基礎的研究——(福田晃・中前正志編『唱導文学研究』九、三弥井書店、二〇一三年十二月)に挙げられている、西国三十三所靈場記類の代表的なもの(※を付す)を元に、『靈驗記真鈔』以前の道中記等を補足したのが以下である。なお、『靈驗記真鈔』以降も、ここに挙げたものの他に多くの道中記・靈場記類が刊行されている。

- 1 『西国卅三所順礼多ん記』(延宝八年(一六八〇)刊)
- 2 『巡礼通考』(延宝八年(一六八〇)刊)
- 3 * 『靈驗記』(松蒼巖的・貞享四年(一六八七)刊)
- 4 『西国順礼道しるべ』(元禄三年(一六九〇)刊)
- 5 『西国順礼十一箇条』(元禄十一年(一六九八)刊)
- 6 『西国卅三所巡礼縁起』(元禄十一年(一六九八)刊)
- 7 『西国三十三所順礼縁起(西国順礼旅鑑)』(元禄十一年(一六九八)原刻)
- 8 『普陀山略志』(梁山・元禄十二年(一六九九)刊)
- 9 『西国三十三番順礼友力』(元禄十四年(一七〇二)刊)
- 10 * 『靈驗記真鈔』(松蒼巖的・宝永二年(一七〇五)刊)
- 11 『三十三所観音道場偈贊』(蓮華童子・享保元年(一七二六)刊)
- 12 * 『西国三十三所観音靈場記』(厚菅春鶯・享保十一年(一七一六)刊)
- 13 * 『西国三十三所観音普陀洛伝記』(寛延二年(一七四九)昌阿法談、了随説法)

14 * 『西国三十三所観音靈場記図会』(辻本基定・弘化二年(一八四五)刊)

15 * 『西国三十三所名所図会』(晚鐘成・嘉永元年(一八四八)自序・同六年刊)

(二) 貞享四年(一六八七)刊『靈驗記』の刊記は「貞享四丁卯歳／六月仲旬／堀川仏光寺上町／小林半兵衛板行」。なお、『靈驗記』には文化十一年(一八一四)版も存する。

(三) 『靈驗記真鈔』の刊記は「宝永二乙酉年七月十八日／書林堀川通仏光寺下町 日野屋半兵衛〔蔵板〕」。書誌情報が確認できたものはいずれも宝永二年刊、日野屋半兵衛板となっている。

(四) 後小路薫「松蒼巖的著述攷——西国洛陽三十三所の観音靈驗記を中心に——」(同『勸化本の研究』和泉書院、二〇一〇年二月、初出は一九八六年九月)。

(五) 前掲注(四)後小路氏論文二七七頁。松蒼二作それぞれの序文において、撰述意図がうかがえる箇所を以下に引用する。

されども仏の御來歴をもわきまへず、玉ぼこの道すぢをもしらざる愚尼のために、こまやかにかきつけて、家づとにもし侍らば、立居ぐるしき足のはづ、みながら順礼のおもひをなし、信心をおこし侍らば、自行化佗の利益、大慈大悲の御尊意にもなどかなはであるべきや。又始参りの人のためには、道しるべともなりなん。

『靈驗記』序

二世安樂ノ望深シ。雖^レ然生弱ニシテ三十三所ノ不堪^ニ行脚^ニ。責テノ余ニ盛年^ノ比、於^ニ京兆^ニ和字ノ靈驗記ヲ述^ニ五卷^ニ。為^ニ愚尼^ノ。今復^ニ不^レ眷^ニ淺智短才^ノ、自^ニ經論^ノ中^ニ考^ニ二^ノ出^ニ。観音ノ功德^ヲ、令^ニ備^ニ後学初心ノ之助^ニ講^ニ者^ノ也。故^ニ題^ニ号^ニ真鈔^ニ矣。

『靈驗記真鈔』序

また、後小路氏は、「寺院の唱導説教においても、この西国三十三所の観音巡礼の縁起譚や靈驗譚は、長編の続きものとしてなされる、恰好のテーマであった」（二七六頁）と述べ、以下の松著二作以後の記述を引く。

斯事ハ、予ト、年南都阿弥陀寺ニテ三十三所ノ縁起講談ノ砌ニテ、間近事也。

『西国三十三所観音靈場記』九番南円堂条

救世大士の淨刹三十三所を順拝せば、惡業のつみをはぶき、來世善所の縁ともなりなんかしと、昌阿和尚、四条道場におゐて寛延二巳年八月朔日より九月十八日まで四十八夜の間の法談ならびに、了随和尚の説法有りしあらまし、

〔『西国三十三所観音靈場記』序〕

（六）前掲注（四）後小路氏論文二七八頁。

（七）観音靈驗記研究会「『西国三十三所観音靈驗記』〔駒澤短大國文〕十六、一九八六年三月）。

（八）前掲注（四）後小路氏論文。

（九）中前正志「〔試論B〕分岐する開山——丹後国成相寺縁起通史——」（同『寺院内外伝承差の原理 縁起通史の試みから』法藏館、二〇二二年三月、初出は二〇二二年一月）一三四頁。また、『靈驗記真鈔』についても『靈驗記』とほぼ同文であることが述べられている。

（十）中前正志「〔補論B〕楊柳観音の波紋——洛東清水寺縁起断章——」（前掲注（九）中前氏著書）。

（十一）中前正志「革堂縁起の中の賀茂社縁起と行円伝」（『神道史研究』五十七・一、二〇〇九年十月）。

（十二）中前正志「〔試論A〕揺らぐ檀那——丹波国穴太寺縁起通史——」（前掲注（九）中前氏著書、初出は二〇〇四年十二月）。

（十三）池上洵一「勝尾寺百済王后説話の構造と伝流——對外靈驗譚研究の一環として——」（同『池上洵一著作集第四卷 説話とその周辺』和泉書院、二〇〇八年五月、初出は二〇〇七年三月）。

（十四）前掲注（九）中前氏論文。

（十五）鬼頭尚義「聖德太子と人魚——太子伝承から観音正寺縁起へ——」（『説話・伝承学』二十、二〇一二年三月）。『靈驗記』について「概ね『聖德太子伝暦』をはじめとする太子伝承に依拠している事がわかる」（二一五頁）とする。さらに、『靈驗記真鈔』で内容が大きく変化していることについて、『靈驗記』は大衆向け、『靈驗記真鈔』は同業の説経僧・勸進僧向けであるという読者層の違いを挙げ、加えて『靈驗記』が「寺院の開基伝承」、「靈驗記真鈔」が「本尊である観音の由来譚」を重視しているとし、「唱導・説経のために寺院側もしくは松著自身が書き換えた為に生じたものである可能性が高いといえよう」と結論づける（二一六～七頁）。

（十六）中前正志「〔試論C〕移りゆく願主——美濃国華嚴寺縁起通史——」（前掲注（九）中前氏著書、初出は二〇〇九年十月）。『靈驗記』について、

『元亨釈書』豊然伝に基づく記事を載せたあとに、「一説に」として記す開創縁起は、基本的に「谷汲山華嚴寺古今記」のbとcを合わせたような形になっており、その点、先に見た華嚴寺作成の略縁起類に等しい。（二一〇頁）

とし、『靈驗記真鈔』については「基本的には、『谷汲山華嚴寺古今記』のbとcを合わせたようになっている。ただし、同書や略

縁起類とは異なる点がいくつか見られる」(二二頁)と述べられている。

(十七)『靈驗記真鈔』は末尾が異なる(点線部)。ここで言及されている『長谷寺験記』にも、徳道上人が観音を造像できずにいたところ、房前が聖武天皇に奏して助けるという話はあるが、表現には距離があり、やはり『元亨釈書』に基づくものと思われる。なお、『靈驗記』末尾の「二事すこしくことなりといへども、ならべしうたがはしきを伝ふるといふなり」は、当該条では『元亨釈書』の「二事すこしく有異。並記^レ伝疑^レハシキヤ^ハ云フ」^レと対応しているが、同様の「二事すこしく……」という文言は、松誉二作の他の条でも、複数の説を挙げた後にしばしば見られる。当該条を除き、松誉自身が付したものとと思われるが、『元亨釈書』長谷寺条の表現が元になっているか。なお、『元亨釈書』の他の箇所には見られない。

(十八) 十八番六角堂条において、『塵添塩糞鈔』に「踊^{ワドリ}」とある箇所が『靈驗記』「をどり」、『靈驗記真鈔』「ヲ取り」となっているのも同様の理由によると思われる。

(十九) 前掲注(十一) 中前氏論文二頁。

(二十)『靈驗記』十八番六角堂条は、『塵添塩糞鈔』巻十七・三・七観音事に近い箇所が多いが(傍線部)、一部『元亨釈書』巻二十八・寺像志・頂法寺に近い箇所も見られる(波線部)。冒頭部分について比較すると、以下のとおりである。

『靈驗記』	『塵添塩糞鈔』	『元亨釈書』
山城国京六角堂の御本尊	六角堂頂法寺ト云。	頂法寺者、
生身の如意輪観音、御た	生身ノ如意輪、聖徳	

け一尺二寸といへり。聖徳太子七生の守り仏なり云云。	太子七生ノ御守仏ト云云。	昔上宮太子諸国ヲ廻有ニ淡州ノ海浜ニ
とかや。むかし上宮太子諸国をめぐりて、靈処をうかどひ給ひけるに、淡路の浜路にくちたる箱波にたどよひきたる。太子なきさにあそびて、このはこをみつくてとりあげひらき給ふに、如意輪のそん像也。よろこびて御守り仏として、身をはなち給はず。然に用明天皇の御宇二年に、守屋の逆臣をうちて後、四天王寺をこんりうし給ふ。かるがゆへに材木をあつめ給ふとて、此地にきたり。	然二用明天皇二年ニ、守屋ヲ討テ後、四天王寺ヲ當作シ給故ニ、材木ヲ諸所ニ取ルトテ、此ノ地ニ来リ給フ。此ノ地ニ。	有ニ朽簀ノ順 ^レ 浪ニ来 ^レ 。聖徳太子適 ^レ 遊 ^ニ 浜 ^ニ 、見 ^ニ 此ノ簀ノ啓 ^ニ 之、有ニ如意輪觀自在ノ像 ^ニ 。悦 ^テ 而奉持 ^ス 。常 ^ニ 不 ^レ 離 ^レ 身 ^ニ 。爾後宮ニ四天王寺 ^ヲ 。采材 ^ヲ 諸所 ^ニ 。来 ^ニ 此ノ地 ^ニ 。

短い箇所であるため判然としないが、『元亨釈書』も合わせて参照していたか。なお、『靈驗記真鈔』には波線部に対応する文言は見られない。点線部の「御たけ一尺二寸といへり」については、『塵添塩糞鈔』『元亨釈書』ともに末尾に対応する記述が見られる。

(二十一)『靈驗記真鈔』九番南円堂条は、『靈驗記』と同内容であるが、やや増補が見られる。

(二十二) 池上洵一校注『三国伝記』下『中世の文学』三弥井書店、一九八二年七月。

(二十三) 築瀬一雄「山陰中納言物語考」(同『説話文学研究』三弥井書店、一九七四年三月) 六二頁。

(二十四) 『靈驗記真鈔』二十二番総持寺条もほとんど同内容となっている。

(二十五) 池上洵一「藤原山陰説話の構造と伝流——卷十九第29話——」(同『池上洵一著作集第一巻 今昔物語集の研究』和泉書院、二〇〇一年一月) 四五四頁。

(二十六) 『靈驗記』一番那智山如意輪堂条が『三国伝記』卷一・第十八話・熊野権現本縁事(特に版本)と同文的記述となっていることについては、拙稿「那智に関する「補陀落山の東門」という表現の形成」(『国語国文』九十二八、二〇二三年八月)で論じた。なお、『三国伝記』を介して『長谷寺験記』に載る話を引いている点は、五番葛井寺条も同様である。

(二十七) 『靈驗記真鈔』二十四番中山寺条も前半は『聖徳太子伝暦備講』と同文的な記述となっているが、海に浮かんでいたものを桶の木ではなく、十一面観音像の入った箱であったとし、その十一面観音像について聖徳太子が前生において造像したものとする。なお、聖徳太子が前生で造像したとする説は『靈驗記』でも「一説に」として述べられている。

(二十八) 三十一番長命寺条と三十二番観音正寺条は、いずれも松蒼二作間で縁起譚が大きく異なっており、『靈驗記真鈔』には『聖徳太子伝暦備講』と同文的な記述は見られない。

(二十九) 『靈驗記』三十二番観音正寺条の「芦浦」は『聖徳太子伝暦備講』の「蒲生」と異なっているが、冒頭に「近江国芦浦郡観

音寺」とあるように、観音正寺の縁起として整合性を図るために「芦浦」に改変したか。

(三十) この条は『靈驗記』と『靈驗記真鈔』で内容が大きく異なっており、『靈驗記』は義淵僧正が岡寺を建立して観音を安置した話、『靈驗記真鈔』は弘法大師が如意輪の呪を唱える土を用いて観音像を造った話を載せる。

(三十一) 『靈驗記真鈔』では、前半に『藤井寺勸進帳』(永正七年(一五一〇))と類似した文言が増補されているほか、仏師について複数の説を載せているが、後半は『靈驗記』と同様の安基に関する話となっている。

(三十二) 『阿婆縛抄』諸寺略記・剛琳寺条は、志賀寺、長谷寺、剛琳寺(葛井寺)の三寺の本尊の料木が同じであるという。

(三十三) ただし、松蒼二作ともに葛井寺の異称である剛琳寺を「金剛寺」と誤っていることから、松蒼が葛井寺に詳しくあったとは考えがたい。

(三十四) 『靈驗記真鈔』二十五番播州清水寺条もやや増補はあるものの同内容となっている。

(三十五) 『播州御嶽山清水寺縁起』(成立時期未詳)、『西国卅三所順礼もん記』(延宝八年(一六八〇)刊)、『伽藍開基記』(懷玉道温・元禄五年(一六九二)刊)等。

(三十六) この条は『靈驗記』と『靈驗記真鈔』で内容が大きく異なる。二作とも、①報恩大師が寺院を建立し、観音像を安置した、②道基上人が造像(あるいは感得)したという二説を載せるが、『靈驗記』は①を中心に、『靈驗記真鈔』は②を中心に記述している。

(三十七) 『三十三所観音道場偈贊』は十九番革堂条などで「観音靈

験記」の書名を出している。

※本稿で引用または参照したテキストは以下による。引用に際して、字体は原則として通行のものに改め、二行割書の部分は◇で示した。また、ルビは論旨に関係する箇所を除き原則省略し、私に濁点、句読点などを付したところがある。西国三十三所巡礼関係の著作の条名(寺院名)に関しては、一部、現在一般的な呼称に改め、十六番・二十五番の清水寺に関しては洛東・播州を付すことで区別した。

○松著二作

『靈験記』：東海学園大学図書館蔵貞享四年（一六八七）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100051259>）。巻三のみ名古屋大学附属図書館蔵文化十一年（一一八四）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100260741>）により、前掲注（七）の翻刻（観音靈験記研究会）も適宜参考にした。

『靈験記真鈔』：関西大学図書館蔵宝永二年（一七〇五）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100060979>）

○西国三十三所巡礼関係の著作

『西国卅三所順礼ゑん記』：大英図書館蔵延宝八年（一六八〇）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100375320>）

『巡礼通考』：内閣文庫蔵本（国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/img/1208000>）

『西国順礼道しるべ』：国文学研究資料館蔵元禄三年（一六九〇）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/200000880>）

『西国順礼十一箇条』：京都府立京都学・歴史館蔵元禄十一年（一六九八）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/300053628>）

『西国卅三所巡礼縁起』：佛教大学附属図書館蔵元禄十一年（一六

九八）刊本

『西国三十三所順礼縁起（西国順礼旅鑑）』：神戸大学附属図書館蔵文政七年（一一二四）刊（元禄十一年（一六九八）原刻）本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100389899>）

『普陀山略志』：祐徳稲荷神社中川文庫蔵無刊記版本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100224962>）

『西国三十三番順礼友力』：西尾市岩瀬文庫蔵元禄十四年（一七〇一）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100175912>）

『三十三所観音道場偈賛』：大谷大学図書館蔵享保元年（一七一六）刊本

『西国三十三所観音靈場記』：名古屋大学附属図書館蔵享保十一年（一七二六）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100260715>）

『三十三所順礼普陀洛伝記』：小山正文『三十三所順礼普陀洛伝記』——翻刻と解題——（『同朋大学佛教文化研究所紀要』十六、一九九七年一月）

『西国三十三所観音靈場記図会』：国文学研究資料館蔵弘化二年（一八四五）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/200005342>）

○西国三十三所名所図会』：版本地誌大系（臨川書店）

○典拠関係（表含む）

『元亨釈書』：国文学研究資料館蔵寛永元年（一六二四）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/200010034>）

『壺囊鈔』：正保三年（一六四六）刊本（濱田敦、佐竹昭広、笹川祥生編『塵添壺囊鈔・壺囊鈔』（臨川書店、一九六八年三月））

『塵添壺囊鈔』：無刊記版本（濱田敦、佐竹昭広、笹川祥生編『塵添壺囊鈔・壺囊鈔』（臨川書店、一九六八年三月））

『三國伝記』：国文学研究資料館蔵無刊記版本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/200016672>）。国立国会図書館蔵写本の引用は、

国立国会図書館デジタルコレクション (https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2605500) にある。

『聖徳太子伝暦備講』：名古屋大学附属図書館蔵無刊記版本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100354569>）

『藤井寺勸進帳』：続群書類従

『清水寺縁起絵巻』：続々日本絵巻大成

『七観音三十三身靈驗鈔』：国文学研究資料館蔵元禄八年（一六九五）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/200007596>）

『法華経直談鈔』：国文学研究資料館蔵寛文十二年（一六三三）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/200015077>）

『本朝神社考』：大谷大学図書館蔵無刊記版本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100271123>）

『観音感通伝』：武雄市歴史資料館蔵寛文二年（一六六二）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100007316>）

○その他

『長谷寺験記』：奈良県立図書館蔵承応四年（一六五五）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/100339954>）

『聖徳太子平氏伝雑勘文』『上宮太子拾遺記』：大日本仏教全書百十二巻『太子伝撰集鈔通要』：国文学研究資料館蔵寛文元年（一六六一）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/200016831>）

『日本書紀』：国文学研究資料館蔵寛文九年（一六六九）刊本（国書データベース <https://doi.org/10.20730/200005051>）

『寺門高僧記』：続群書類従

『紀三井寺勸進状』：和歌山市史編纂委員会編『和歌山市史』第四巻

（古代・中世史料、和歌山市、一九七七年三月）

『西国第二番札所紀三井寺略縁起』：築瀬一雄『社寺縁起の研究』（勉

誠社、一九九八年二月）

『阿婆縛抄』：藤田経世編『校刊美術史料』寺院編上巻（中央公論美術出版、一九七二年三月）

『和漢三才図会』：寺島良安、和漢三才図会刊行委員会編『和漢三才図会』下（東京美術、一九七〇年三月）

『観音冥応集』：神戸説話研究会編『宝永版本観音冥応集——本文と説話目録——』（和泉書院、二〇〇六年十一月）

『播州御嶽山清水寺縁起』：加東郡誌編纂委員会編『加東郡誌』資料編（加東郡教育委員会、一九七四年九月）

『伽藍開基記』：神戸説話研究会編『近世社伝資料』『和州寺社記』・『伽藍開基記』（和泉書院、二〇一七年二月）

〔付記一〕

貴重な資料の閲覧・掲載に際して御高配を賜りました大谷大学図書館、佛敎大学附属図書館に厚く御礼申し上げます。

〔付記二〕

本稿は、仏敎文学会二〇二四年度大会（二〇二四年十月十九日、京都女子大学）での口頭発表をもとに、一部内容を改めたものである。ご教示を賜った先生方に深謝申し上げます。

〔付記三〕

本稿は、日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号24K11344「近世を中心とした西国三十三所霊場の縁起の研究」）による研究成果の一部である。

（さたけ ちひろ・本学大学院文学研究科博士後期課程・

日本学術振興会特別研究員）